



山梨医療安全研究会会則

平成 25 年 3 月 9 日改正

平成 20 年 2 月 2 日改正

平成 19 年 2 月 3 日改正

平成 18 年 2 月 4 日施行

山梨医療安全研究会会則

(名 称)

第1条 本会は、山梨医療安全研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 研究会は、会員相互の緊密な交流及び情報交換を通して会員の資質の向上を図るとともに山梨県の医療安全を推進することを目的とする。

(活動事項)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- 1) 医療安全・医療事故に関する情報の収集及び提供
- 2) 会員に対する地域内ネットワーク促進のための検討及び調整
- 3) 会員の資質向上に関する事項
- 4) 医療安全を目指した研究
- 5) 医療事故に関係した医療従事者の支援
- 6) その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項

(会員及び入・退会)

第4条 会員は、正会員・準会員・賛助会員の3種類とする。

1. 正会員とは、医療機関等で医療安全の任を担う医療職者ならびに医療安全の研究者とし、第2条の目的に賛同する者を原則とする。
2. 準会員とは、この会の目的に賛同し、正会員の推薦を受けた者とする。
3. 賛助会員とは、この会の目的に賛同する個人、または団体に正会員の推薦を受けた者とする。
4. 入会を希望する者は、会長に入会申込書を提出するものとする。
5. 退会を希望する者は、会長に退会届を提出するものとする。
6. 会長は、入会または退会の届出があった者を役員会に報告し承認を受けるものとする。
7. 会員は、所属などに変更があった時は、事務局に届け出るものとする。
8. 年会費を2年間納めない者は、退会したものとみなし会員名簿から除名する。

(役 員)

第5条 研究会に次の役員を置く。

- 1) 会 長 1名
- 2) 副会長 2名
- 3) 役 員 15名程度
- 4) 会 計 2名
- 5) 監 事 1名

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において会員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、研究会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。また、第10条8項に規定する部会の長を兼務する。
3. 役員は、研究会の会務を分担し、円滑な運営を図る。
4. 会計は、会計業務を行う。
5. 監事は、研究会の会計及び会務の執行状況について監査し、会議において報告する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(オブザーバー)

第9条 研究会にオブザーバーを置くことができる。

2. オブザーバーは、研究会の会議に出席して運営に必要な情報提供及び意見を述べることができる。

(会議)

第10条 研究会の会議は、総会、役員会、部会とする。

2. 総会は正会員をもって構成し、定期総会と臨時総会とする。
3. 定期総会は毎年1回、臨時総会は必要に応じて開催するものとし、次の事項を決定する。
 - (1) 事業計画及び予算に関すること
 - (2) 事業報告及び決算に関すること
 - (3) 役員を選出に関すること
 - (4) 会則及び規定の改廃に関すること
 - (5) その他研究会の運営に関する重要事項
4. 役員会は、必要に応じて開催し、総会に付議すべき事項、総会において委託された事項、その他会長が必要と認めた事項について審議する。
5. 総会及び役員会は、会長が召集し会議の議長となる。
6. 総会は、正会員の過半数(委任状を含む)をもって成立する。
7. 会議の議事は出席者の過半数をもって決める。ただし、可否同数のときは議長がこれを決める。
8. 部会は、情報・ネットワーク部会、研修・研究部会からなり、第2条に規定する目的、及び第3条に規定する活動事項の趣旨に沿って活動内容を定め、検討および調整等を行う。

9. 部会は、部会長が召集し会議の議長となる。

(経 費)

第 11 条 研究会の運営に関する費用は、入会金、年会費及びその他の収入をもって充てる。

(入会金)

第 12 条 前条に規定する入会金の額は、2,000 円とする。

2. 既納の入会金は、返還しないものとする。

(会 費)

第 13 条 第 11 条に規定する会費は、正会員・準会員については年額 3,000 円、賛助会員については年額 50,000 円とする。

2. 会費は、毎月 4 月に一括納入するものとする。

3. 年度途中で退会するものにあつては、既納会費は返還しない。

(活動年度)

第 14 条 研究会の活動年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 15 条 研究会の事務局は、会長の所属する施設に置く。

(会則の変更)

第 16 条 本会の会則を変更する場合は、役員会の議を経て総会の承認を必要とする。

(その他)

第 17 条 この会則に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、役員会において協議し会長がこれを定める。

附則 この会則は、平成 18 年 2 月 4 日から施行する。

附則 この会則は、平成 19 年 2 月 3 日から施行する。

附則 この会則は、平成 20 年 2 月 2 日から施行する。

附則 この会則は、平成 25 年 3 月 9 日から施行する。